

**福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書**

平成 年 月 日

福井県知事

様

申請者氏名

印

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。また、対象講座の指定を受けるにあたり、県が関係機関で必要な事項の調査を行うことに同意します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
③住所	(〒 -)	電話() -			
④受講施設の名称		電話() -			
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1 6	2 7	3 8	4 9	5 10
⑦試験を免除できる科目					
⑧受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)				
⑨所要費用(予定)	入学金 円、受講料 円、合計額 円				
⑩過去の受給の有無	過去に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ある ・ ない。				
⑪児童扶養手当受給の有無	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印				
(母子・父子自立支援員の意見)					
担当母子・父子自立支援員 氏名 印					

※裏面の注意事項を必ず読んでご確認ください。※

※注意事項（必ず読んでご確認ください。）※

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。ただし、2割相当額が4千円を超えない場合は、受講修了時給付金の支給を行いません。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、県にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 9 「⑪児童扶養手当受給の有無」欄は、御住所の市町の児童扶養手当支給担当者（町は県担当者）が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

**福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書**

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成		
			年 月 日生 (歳)		
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	昭和・平成		
			年 月 日生 (歳)		
③住所	(〒 -)		電話() -		
④受講施設の名称					
⑤講座の名称					
⑥受講科目	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
⑦試験を免除できる科目					
⑧受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)				
⑨所要費用(予定)	入学金 円、受講料 円、合計額 円				

さきにあなたから提出がありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

平成 年 月 日

福井県知事

印

裏面

※注意事項（必ず読んでご確認ください。）※

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、県にその旨を報告してください。
- 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

**福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書**

平成 年 月 日
福井県知事 様

申請者氏名 印

受講修了時給付金 } の支給を受けたいので下記により申請します。
合格時給付金 }

※いずれかに○をつけること。

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)		電話()
④受講施設の名称			電話()
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円、合計額 円		
⑩希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
⑪過去の受給の有無	過去に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。		
⑫児童扶養手当受給の有無	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
(母子・父子自立支援員の意見)			
担当母子・父子自立支援員 氏名 印			

裏面

※注意事項（必ず読んでご確認ください。）※

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して 30 日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料としてください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「⑫児童扶養手当受給の有無」欄は、御住所の市町の児童扶養手当支給担当者（町は県担当者）が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません

**福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費
補助金交付決定通知書**

①氏名	フリガナ				生年月日	昭和・平成 月 日生(年 歳)
②住所	(〒 -)				電話() -	
③受講施設の名称						
④講座の名称						
⑤受講科目	1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	
⑥試験を免除できる科目						
⑦受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受講開始日)					
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円					
⑨交付決定額	円					
⑩支払金融機関	金融機関名	本支店名		口座種類	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)					
⑪児童扶養手当の受給の有無	有・無	(受給者番号)				
⑫給付金の種類 (受講修了時給付金・合格時給付金の別)						

さきにあなたが提出のありました、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり交付決定したので通知します。

平成 年 月 日

福井県知事

印